

昭和四十八年運輸省令第九号

海上交通安全法施行規則

海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第二条第二項第二号、第四条から第七号まで、第九号、第十四条第三項及び第四項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)、第二十条第二項、第二十一条から第二十三条まで、第二十七号第一項、第二十九号、第三十条第一項ただし書、第三十一条第一項ただし書、第三十三条第一項、第三十五条並びに第三十七条から第三十九条まで並びに海上交通安全法施行令(昭和四十八年政令第五号)第五条の規定に基づき、並びに同令を実施するため、海上交通安全法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 交通方法
第一節 航路における一般的航法(第三条―第八条)
第二節 航路ごとの航法(第九条)
第三節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則(第十条―第二十一条)
第四節 灯火等(第二十二条・第二十三条)
第五節 船舶の安全な航行を援助するための措置(第二十三条の二―第二十三条の四)
第六節 異常気象等時における措置(第二十三条の五―第二十三条の七)
第七節 指定海域における措置(第二十三条の八―第二十三条の十)
第三章 危険の防止(第二十四条―第二十九条)
第四章 雑則(第三十条―第三十二条)
附則
第一章 総則
(定義)
第一条 この省令において使用する用語は、海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。
2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 全周灯、短音又は長音 それぞれ海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)第二十一条第六項、第三十二条第二項又は同条第三項に規定する全周灯、短音又は長音をいう。

二 火薬類、高圧ガス、引火性液体類又は有機過酸化物質 それぞれ危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十三年運輸省令第三十号)第二条第一号に規定する火薬類、高圧ガス、引火性液体類又は有機過酸化物質をいう。
(法第二条第二項第三号に掲げる船舶)
第二条 法第二条第二項第三号の国土交通省令で定める船舶は、法第四十条第一項の規定による許可(同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第三十一条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。))の規定による許可を受けて工事又は作業を行つており、当該工事又は作業の性質上接近して他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶とする。

2 法第二条第二項第三号の規定による灯火又は標識の表示は、夜間にあつては第一号に掲げる灯火の、昼間にあつては第二号に掲げる形象物の表示とする。
一 少なくとも二海里の視認距離を有する緑色の全周灯二個で最も見えやすい場所に二メートル(長さ二十メートル未満の船舶にあつては、一メートル)以上隔てて垂直線上に連接されたもの
二 上の一個が白色のひし形、下の二個が紅色の球形である三個の形象物(長さ二十メートル以上の船舶にあつては、その直径は、〇・六メートル以上とする。)で最も見えやすい場所にそれぞれ一・五メートル以上隔てて垂直線上に連接されたもの
第二章 交通方法
第一節 航路における一般的航法
(航路航行義務)
第三条 長さが五十メートル以上の船舶は、別表第一各号の中欄に掲げるイの地点とロの地点との間を航行しようとするとき(同表第四号、第五号及び第十二号から第十七号までの中欄に掲げるイの地点とロの地点との間を航行しようとする場合にあつては、当該イの地点から当該ロの地点の方向に航行しようとするときに限る。)は、当該各号の下欄に掲げる航路の区間をこれに沿つて航行しなければならない。ただし、海洋の調査その他の用途を行なうための船舶で法第四条本文の規定による交通方法に従わないう航行することがやむを得ないと当該用務が行なわれる海域を管轄する海上保安部の長が認めたものが航行しようとするとき、又は同条ただし書に該当するときは、この限りでない。
(速力の制限)
第四条 法第五条の国土交通省令で定める航路の区間は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、当該区間に係る同条の国土交通省令で定める速力は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

Table with 3 columns: 航路の名(航路の区間), 速力, 航路の全区间. Rows include 浦賀水道航路, 中ノ瀬航路, 伊良湖水航路, 備讃瀬戸航路, 北航路, 備讃瀬戸航路, 南航路, 水島航路.

(追越しの場合の信号)

第五条 法第六条の規定により行わなければならない信号は、船舶が他の船舶の右舷側を航行しようとするときは汽笛を用いた長音一回に引き続く短音一回とし、船舶が他の船舶の左舷側を航行しようとするときは汽笛を用いた長音一回に引き続く短音二回とする。

(追越しの禁止)

第五条の二 法第六条の二の国土交通省令で定める航路の区間は、来島海峡航路のうち、今治船舶通航信号所(北緯三十四度五分二十五秒東経百三十二度五十九分十六秒)から四十六度へ引いた線と津島潮流信号所(北緯三十四度九分七秒東経百三十二度五十九分三十秒)から二百八度へ引いた線との間の区間とする。
2 法第六条の二の国土交通省令で定める船舶は、海上交通安全法施行令(昭和四十八年政令

Table with 2 columns: 航路の区間, 航行. Rows include 東戸瀬備, 航路の区間, 航行. Text describes navigation rules for specific routes and crossing procedures.

水路 水島航路西ノ百二十度、百 島崎管制信号所八十度及び二 航(北緯三十四度百九十度方向 路二十六分九秒に面する信号 東経百三十三板による。 度四十七分十Nの文字の点 二秒)	減	S の文字の点	水島航路を北の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を南の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を北の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を南の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。
--	---	------------	--	--	--	--

水路 湖良伊 道水湖良伊 航航道水湖良伊	減	S の文字の点	水島航路を北の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を南の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を北の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を南の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。
-------------------------------	---	------------	--	--	--	--

水路 水島航路 島水島航路	減	S の文字の点	水島航路を北の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を南の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を北の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を南の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。
---------------------	---	------------	--	--	--	--

水路 水島航路 島水島航路	減	S の文字の点	水島航路を北の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を南の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を北の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。	水島航路を南の 方向に航行しよ うとする長さ七 十メートル以上 の船舶(巨大船 を除く。)は、航 路外で待機し なければならな いこと。
---------------------	---	------------	--	--	--	--

3 前項の場合において、信号装置の故障その他
の事由により前項の信号の方法を用いることが
できないときの信号の方法は、次の表の上欄に
掲げる航路ごとに同表の中欄に掲げるとおりと
し、その意味は、それぞれ同表の下欄に掲げら
れらる。

3 法第二十条第四項の規定による通報は、来島
海峡航路において転流する時刻の一時間前から
転流する時刻までの間に同航路を航行しようと
する船舶が次の各号に定める線を横切つた後直
ちに、海上保安庁長官が告示で定めるところに
より、VHF無線電話その他の適切な方法によ
り行うものとする。

一 梶島三角点(北緯三十四度七分二十一秒東
経百三十三度九分三十一秒)から三百二十五
度二百二十メートルの地点から三百二十五度
に陸岸まで引いた線

二 梶島三角点から二百八十八度三百二十メー
ルの地点から二百八十八度に陸岸まで引いた線

三 比岐島灯台(北緯三十四度三分三十分東経
百三十三度五分五十四秒)から二百八十八度百
二十メートルの地点から二百八十八度に陸岸ま
で引いた線

四 大浜潮流信号所から百七度六百十メートル
の地点から百二十度四千二百八十メートルの
地点まで引いた線及び同地点から百八十九度
に陸岸まで引いた線

五 小島東灯標(北緯三十四度七分四十四秒東
経百三十二度五十九分二秒)から百九十九度
四百七十メートルの地点から百九十九度に陸
岸まで引いた線

六 小島東灯標と大角鼻(北緯三十四度八分三
十四秒東経百三十二度五十六分三十一秒)と
を結んだ線

- 七 大角鼻から二百五十度四千三百三十メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百五度に陸岸まで引いた線
 - 八 来島掘取鼻灯台（北緯三十四度七分六秒東経百三十二度五十三分三十三秒）から二百七十二度五十分の地点から二百七十二度三十二度四十八分二秒）から〇度に陸岸まで引いた線
 - 九 齋島東端（北緯三十四度七分十六秒東経百三十二度四十八分二秒）から〇度に陸岸まで引いた線
 - 十 アゴノ鼻灯台（北緯三十四度十分五十七秒東経百三十二度五十五分五十六秒）から二百五十五度に陸岸まで引いた線
 - 十一 アゴノ鼻灯台から七十五度三千九百七十七メートルの地点まで引いた線及び同地点から百五十九度三十分の陸岸まで引いた線
 - 十二 津島潮流信号所から百四十一度三百メートルの地点から百四十一度に陸岸まで引いた線
- 法第二十条第四項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 船舶の名称
 - 二 海上保安庁との連絡手段
 - 三 航行する速力
 - 四 航路外から航路に入ろうとする時刻
- 法第二十一条第一項の規定により次の各号に掲げる場合に行う信号は、当該各号に掲げる信号とする。
- 一 法第二十一条第一項第一号に掲げる場合（中水道に係る場合に限る。） 津島一ノ瀬鼻又は竜神島に並航した時から中水道を通過し終る時まで汽笛を用いて鳴らす長音一回
 - 二 法第二十一条第一項第二号に掲げる場合（西水道に係る場合に限る。） 津島一ノ瀬鼻又は竜神島に並航した時から西水道を通過し終る時まで汽笛を用いて鳴らす長音一回
 - 三 法第二十一条第一項第三号に掲げる場合 来島又は竜神島に並航した時から西水道を通過し終る時まで汽笛を用いて鳴らす長音三回
- 法第二十一条第二項の国土交通省令で定める海域は、蒼社川口右岸突端（北緯三十四度三十分三十四秒東経百三十三度一分十三秒）から大島タケノ鼻まで引いた線、大下島アゴノ鼻から掘取鼻及び大島宮ノ鼻まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域のうち航路以外の海域とする。

第三節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則

（巨大船舶に準じて航行に関する通報を行う船舶）
第十条 法第二十二條第二号の国土交通省令で定める長さは、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

航路の名称	長さ
浦賀水道航路	百六十メートル
中ノ瀬航路	百六十メートル
伊良湖水道航路	百三十メートル
明石海峡航路	百六十メートル
備讃瀬戸東航路	百六十メートル
宇高東航路	百六十メートル
宇高西航路	百六十メートル
備讃瀬戸北航路	百六十メートル
備讃瀬戸南航路	百六十メートル
水島航路	七十メートル
来島海峡航路	百六十メートル

（危険物積載船）
第十一条 法第二十二條第三号の国土交通省令で定める危険物は、次の各号に掲げるとおりとし、当該危険物に係る同号の国土交通省令で定める総トン数は、当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 火薬類（その数量が、爆薬にあつては八十トン以上、次の表の上欄に掲げる火薬類にあつてはそれぞれ同表の下欄に掲げる数量をそれぞれ爆薬一トンとして換算した場合に八十トン以上であるものに限る。） 総トン数三

火薬類	爆薬一トンに換算される数量
火工品（弾薬を含む。以下この表において同じ。）	二百五十個
実包又は空包	二百五十個
信管又は火管	五万个
銃用雷管	一千万個
工業雷管又は電気雷管	百万個
信号雷管	二十五万个
導爆線	五十キロメートル
その他	その原料をなす火薬二

二 ばら積みの高圧ガスで引火性のもの 総トン数千トン

三 ばら積みの引火性液体類 総トン数千トン

四 有機過酸化物（その数量が二百トン以上であるものに限る。） 総トン数三百トン

2 前項の火薬類、高圧ガス、引火性液体類及び有機過酸化物には、船舶に積載しているこれらの物で当該船舶の使用に供するものは含まないものとする。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる危険物を積載していた総トン数千トン以上の船舶で当該危険物を荷卸し後ガス検定を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、法の適用については、その危険物を積載している危険物積載船とみなす。（物件えい、航路等）

第十二条 法第二十二條第四号の国土交通省令で定める距離は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

航路の名称	距離
浦賀水道航路	二百メートル
中ノ瀬航路	二百メートル
伊良湖水道航路	二百メートル
明石海峡航路	百六十メートル
備讃瀬戸東航路	二百メートル
宇高東航路	二百メートル
宇高西航路	二百メートル
備讃瀬戸北航路	二百メートル
備讃瀬戸南航路	二百メートル
水島航路	二百メートル
来島海峡航路	百メートル

第十三条 法第二十二條の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 船舶の名称、総トン数及び長さ
- 二 航行しようとする航路の区間、航路外から航路に入ろうとする時刻（以下「航路入航予定時刻」という。）及び航路から航路外に出ようとする時刻

三 船舶局（電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六条第三項に規定する船舶局をいう。以下同じ。）のある船舶にあつては、その呼出符号又は呼出名称

四 船舶局のない船舶にあつては、海上保安庁との連絡手段

五 仕向港の定まつている船舶にあつては、仕向港

六 巨大船舶にあつては、その喫水

七 危険物積載船にあつては、積載している危険物（第十一条第一項各号に掲げる危険物をいう。以下同じ。）の種類及び種類ごとの数量

八 物件えい船舶等（法第二十二條第四号に掲げる船舶をいう。以下同じ。）にあつては、引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要（巨大船舶等の航行に関する通報の方法）

第十四条 次の各号に掲げる船舶の船長は、航路外から航路に入ろうとする日（以下「航路入航予定日」という。）の前日正午までに、前条第一号から第五号までに掲げる事項及び巨大船舶である船舶にあつては同条第六号、危険物積載船である船舶にあつては同条第七号、物件えい船舶等である船舶にあつては同条第八号に掲げる事項を通報しなければならない。航路入航予定時刻の三時間前までの間においてその通報した事項に変更があつたときは、当該航路入航予定時刻の三時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を通報しなければならない。

- 一 巨大船舶
- 二 法第二十二條第二号に掲げる船舶（水島航路を航行しようとする長さ七十メートル以上百六十メートル未満の船舶を除く。）
- 三 積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船
- 四 物件えい船舶等

2 次の各号に掲げる船舶の船長は、航路入航予定時刻の三時間前までに前条第一号から第五号までに掲げる事項及び危険物積載船である船舶にあつては同条第七号に掲げる事項を通報しなければならない。直ちに、その旨を通報しなければならない。

一 法第二十二條第二号に掲げる船舶（水島航路を航行しようとする長さ七十メートル以上百六十メートル未満の船舶に限る。）

二 危険物積載船（前項各号に掲げる船舶を除く。）

3 巨大船等の船長は、航路を航行する必要があるに生じたとき、その他前二項の規定により通報をすることができないことがやむを得ないと航路ごとに次項各号に掲げる海上交通センターの長が認めたときは、前二項の規定にかかわらず、あらかじめ、前条各号に掲げる事項を通報すれば足りる。

4 前各項の規定による通報は、海上保安庁長官が告示で定める方法に従い、航行しようとする航路ごとに次の各号に掲げる海上交通センターの長に対して行わなければならない。

- 一 浦賀水道航路又は中ノ瀬航路 東京湾海上交通センター
- 二 伊良湖水道航路 伊勢湾海上交通センター
- 三 明石海峡航路 大阪湾海上交通センター
- 四 備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路又は水島航路 備讃瀬戸海上交通センター
- 五 来島海峡航路 来島海峡海上交通センター（巨大船等に対する指示）

第十五条 法第二十三条の規定により巨大船等の運航に関し指示することができる事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 航路入航予定時刻の変更
 - 二 航路を航行する速力
 - 三 船舶局のある船舶にあつては、航路入航予定時刻の三時間前から当該航路から航路外に出るときまでの間における海上保安庁との間の連絡の保持
 - 四 巨大船にあつては、余裕水深の保持
 - 五 長さ二百五十メートル以上の巨大船又は危険物積載船である巨大船にあつては、進路を警戒する船舶の配備
 - 六 巨大船又は危険物積載船にあつては、航行を補助する船舶の配備
 - 七 特別危険物積載船にあつては、消防設備を備えている船舶の配備
 - 八 長大物件えい航船等にあつては、側方を警戒する船舶の配備
 - 九 前各号に掲げるもののほか、巨大船等の運航に関し必要と認められる事項
- 2 海上保安庁長官は、前項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項を指示する場合における指示の内容に関し、基準を定め、これを告示するものとする。

（緊急用務を行うための船舶の指定の申請）

第十六条 令第五条の規定による指定を受けようとする者は、別記様式による申請書をその者の住所を管轄する管区海上保安本部長（以下この節において「所轄本部長」という。）に提出しなければならない。

2 所轄本部長は、令第五条の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることが出来る。

第十七条 令第五条の規定による指定は、緊急用務の範囲を定め、その範囲及び次に掲げる事項を記載した緊急船舶指定証を交付することによつて行なう。

- 一 緊急船舶指定証の交付番号及び交付年月日
- 二 船舶の船舶番号、名称、総トン数及び船籍港
- 三 船舶を使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 令第五条の規定による指定を受けた船舶（以下「緊急船舶」という。）を使用する者（以下「緊急船舶使用者」という。）は、前項の規定により交付を受けた緊急船舶指定証を当該緊急船舶内に備え付けなければならない。

第十八条 緊急船舶使用者は、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した申請書に緊急船舶指定証を添えて、所轄本部長（海上保安管区の区域を異にしてその者の住所地を変更した場合は、変更した後の所轄本部長）に提出し、その書換えを受けなければならない。

（緊急船舶指定証の再交付）

第十九条 緊急船舶使用者は、緊急船舶指定証を亡失し、又はき損したときは、所轄本部長に緊急船舶指定証の再交付を申請することができ

2 所轄本部長は、前項の申請が正当であると認めるときは、緊急船舶指定証をその者に再交付するものとする。

（緊急船舶指定証の返納）

第二十条 緊急船舶使用者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する緊急船舶指定証（第二号の場合にあつては、発見した緊急船舶指定証）を所轄本部長に返納しなければならない。

一 緊急船舶を緊急船舶指定証に記載された緊急用務を行なうための船舶として使用しないこととなつたとき。

二 緊急船舶指定証を亡失したときにより緊急船舶指定証の再交付を受けた後その亡失した緊急船舶指定証を発見したとき。

（緊急用務を行う場合の灯火等）

第二十一条 令第六条の国土交通省令で定める紅色の灯火は、少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分百八十回以上二百回以下のせん光を発する紅色の全周灯とする。

2 令第六条の国土交通省令で定める紅色の標識は、頂点を上にした紅色の円すい形の形象物でその底の直径が〇・六メートル以上、その高さが〇・五メートル以上であるものとする。

第四節 灯火等

（巨大船及び危険物積載船の灯火等）

第二十二条 法第二十七条第一項の規定による灯火又は標識の表示は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、夜間は、それぞれ同表の中欄に掲げる灯火を、昼間は、それぞれ同表の下欄に掲げる標識を最も見えやすい場所に表示することによりしなければならない。

船舶	灯火	標識
巨大船	少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分百八十回以上二百回以下のせん光を発する紅色の全周灯	頂点を上にした紅色の円すい形の形象物でその底の直径が〇・六メートル以上、その高さが〇・五メートル以上であるものとする。
船舶	少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分百八十回以上二百回以下のせん光を発する紅色の全周灯	頂点を上にした紅色の円すい形の形象物でその底の直径が〇・六メートル以上、その高さが〇・五メートル以上であるものとする。
危険物積載船	少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分百二十回以上百四十回以下のせん光を発する紅色の全周灯	頂点を上にした紅色の円すい形の形象物でその底の直径が〇・六メートル以上、その高さが〇・五メートル以上であるものとする。
船舶	少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分百二十回以上百四十回以下のせん光を発する紅色の全周灯	頂点を上にした紅色の円すい形の形象物でその底の直径が〇・六メートル以上、その高さが〇・五メートル以上であるものとする。

2 法第二十九条第二項の国土交通省令で定める灯火は、次の表の上欄に掲げる緑灯及び紅灯（押す物件にこれらの灯火を表示することが実行に適用されない場合にあつては、同表の上欄に掲げる緑灯の両色灯）でそれぞれ同表の下欄に掲げる要件に適合するものそれぞれ一個とする。

一 当該物件の右端にあること。

二 コンパスの百二十度三十分にあたる水平の弧を完全に照らす構造であること。

三 射光が当該物件の正先端方向から右側正横後二十二度三十分の間を照らすように装置されていること。

四 少なくとも二海里の視認距離を有すること。

一 当該物件の左端にあること。

二 コンパスの百二十度三十分にあたる水平の弧を完全に照らす構造であること。

三 射光が当該物件の正先端方向から左側正横後二十二度三十分の間を照らすように装置されていること。

四 少なくとも二海里の視認距離を有すること。

一 当該物件の中央部にあること。

二 緑色又は紅色の射光がそれぞれ当該物件の正先端方向から右側又は左側正横後二十二度三十分の間を照らすように装置されていること。

三 少なくとも一海里の視認距離を有すること。

第五節 船舶の安全な航行を援助するための措置

第二十三条の二 法第三十条第一項の国土交通省令で定める海域は、別表第三の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる海域とする。

2 法第三十条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第三十条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 特定船舶が航路及び第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報

二 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

三 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

四 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報

五 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあるお認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報

六 前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報（情報の聴取が困難な場合）

第二十三条の三 法第三十条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。
一 VHF無線電話を備えていない場合
二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行つていない場合

（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）
第二十三条の四 法第三十一条第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

第六節 異常気象等時における措置
（異常気象等時特定船舶に対する情報の提供）
第二十三条の五 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める海域は、別表第四のとおりとする。

2 法第三十三条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一 異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報
二 異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報
三 異常気象等時特定船舶の周辺にびよう泊している他の異常気象等時特定船舶のびよう泊

泊の異状の発生又は発生のおそれに関する情報
四 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
五 前各号に掲げるもののほか、当該海域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報（異常気象等時特定船舶において情報の聴取が困難な場合）

第二十三条の六 法第三十三条第三項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。
一 VHF無線電話を備えていない場合
二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行つていない場合

（異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告）
第二十三条の七 法第三十四条第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

第七節 指定海域における措置
（指定海域への入域に関する通報）
第二十三条の八 法第三十六条の規定による通報は、指定海域に入域しようとする船舶が当該指定海域と他の海域との境界線を横切る時に、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第三十六条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（簡易型船舶自動識別装置を備える船舶にあつては、当該簡易型船舶自動識別装置により送信される事項以外の事項に限る。）とする。
一 船舶の名称及び長さ
二 船舶の呼出符号
三 仕向港の定まつている船舶にあつては、仕向港
四 船舶の喫水

五 通報の時点における船舶の位置（非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供）
第二十三条の九 法第三十八条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

2 法第三十八条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一 非常災害の発生に関する情報
二 船舶交通の制限の実施に関する情報
三 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、指定海域内船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
四 指定海域内船舶が、船舶のびよう泊により著しく混雑する海域、水深が著しく浅い海域その他の指定海域内船舶が航行の安全を確保することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
五 前各号に掲げるもののほか、指定海域内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報（非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合）

第二十三条の十 法第三十八条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。
一 VHF無線電話を備えていない場合
二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行つていない場合

第三章 危険の防止
（許可を要しない行為）
第二十四条 法第四十条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一 人命又は船舶の急迫した危険を避けるために行なわれる仮工作物の設置その他の応急措置として必要とされる行為
二 漁具の設置その他の漁業を行なうために必要とされる行為
三 海面の最高水面からの高さが六十五メートルをこえる空域における行為
四 海底下五メートルをこえる地下における行為

（許可の申請）
第二十五条 法第四十条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書二通を当該申請に係る場所に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 当該行為の種類
三 当該行為の目的
四 当該行為に係る場所
五 当該行為の方法
六 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講ずる措置の概要
七 当該行為の着手及び完了の予定期日
八 法第四十条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項
イ 現場責任者の氏名及び住所
ロ 当該行為をするために使用する船舶の概要
九 法第四十条第一項第二号に掲げる者にあつては、当該行為に係る工作物の概要
十 前項の申請書には、位置図並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図及び構造図を添付しなければならない。
（届出を要しない行為）
第二十六条 法第四十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一 第二十四条各号に掲げる行為
二 魚礁の設置その他漁業生産の基盤の整備又は開発を行なうために必要とされる行為
三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス事業の用に供するガス工作物（海底敷設導管及びその附属設備に限る。）及び電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物（電線路及び取水管並びにこれらの附属設備に限る。）の設置
（届出）
第二十七条 法第四十一条第一項の規定により届出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書二通を当該届出に係る行為に係る場所を管轄する海上保安監部 海上保安部又は海上保安航空基地の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

附則（平成一六年四月一日国土交通省令第五一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 略

二 第一百八十八条、第一百九十九条、第二百二十三条及び別表第一の改正規定、別表第二第五管区海上保安本部の部田辺海上保安部の項の改正規定、別表第三の改正規定、別表第四第五管区海上保安本部の部田辺海上保安部下津海上保安署の項の改正規定、別表第七及び別表第十二の改正規定、別表第十五海上警備救難部の項の改正規定並びに附則第二項から第五項までの改正規定 平成一六年四月二三日国土交通省令第五九号）抄

附則（平成一六年四月二三日国土交通省令第五九号）抄

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、第十条から第十三条まで、第二十九條から第四十三條まで、第七十九條第一項、第八十一條から第八十四條まで、附則第五條から第十五條までの規定並びに附則第十六條から第十九條までの改正規定は法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成一六年四月二十三日）から施行する。

附則（平成一九年一月二四日国土交通省令第九三号）抄

第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二二年一月三〇日国土交通省令第六六号）抄
この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）附則第一条第一号に規定する改正規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附則（平成二二年四月一日国土交通省令第一四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 改正法附則第二条の規定に基づき行う通報については、この省令の施行前においても、この省令による改正後の港則法施行規則第二十三条の二、第二十四条、第二十九条第二項から第五項まで、第二十九條の三、第二十九條の五、第三十三条、第四十条、第四十三条、第四十六条及び第五十条並びに海上交通安全法施行規則第十条から第十三条まで並びに第十四条第一項及び第二項の規定を適用する。

附則（平成二四年三月一九日国土交通省令第一九号）抄
この省令は、平成二十四年三月二十六日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日国土交通省令第六四号）抄
この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）抄
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）抄
（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年六月二三日国土交通省令第四二号）抄
この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附則（令和五年四月二〇日国土交通省令第四〇号）抄
この省令は、令和五年五月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

番	号	地点	これに沿って航行しなればならない航路の区間
一	イ	明鐘岬から三百四度に陸岸まで引いた線上の地点	浦賀水道航路の全区間
二	イ	前号イに規定する地点	第二海堡灯台から九十九度四十分三秒から九十九度四十分三秒東経百三十九度四十分三秒の間の航路の西側の側方の境界線との交点まで引いた線上の地点
三	イ	第一号イに規定する地点	第一海堡南西端から二百三十九度五十分三秒東経百三十九度四十分三秒の間の航路の南側の境界線との間の航路の区間
四	イ	小柴埼から百二十度四十分三秒東経百三十九度四十分三秒の間の航路の南側の境界線との間の航路の区間	中ノ瀬航路の全区間
五	イ	前号イに規定する地点	円海山山頂から百十四度一分四十分三秒東経百三十九度四十分三秒の間の航路の区間
六	イ	城山山頂（北緯三十四度三十分二分二十六秒東経百三十七度三十分二分二十六秒）から二百二十四度七千五百メートルの地点まで引いた線及び同地点から神島灯台まで引いた線上の地点	伊良湖水道航路の全区間
七	イ	淡路島鵜崎（北緯三十四度三十分二分二十六秒東経百三十五度一分三十二秒）から平磯灯標（北緯三十四度三十七分十八秒東経百三十五度三分五十五秒）の方向に七千五百メートルの地点まで引いた線上の地点	明石海峡航路の全区間
八	イ	小豆島地蔵埼から大串埼まで引いた線上の地点	伊に掲げる線とロに掲げる線との間の備讃瀬戸東航路の区間
九	イ	前号ロに規定する地点	前号ロに掲げる線とロに掲げる線との間の備讃瀬戸東航路の区間
十	イ	前号ロに規定する地点	前号ロに掲げる線とロに掲げる線との間の備讃瀬戸東航路の区間

南航一 地藏埼灯台(北緯三十四度二十四分五十七秒東経百三十四度十四分七秒)から百	水路 八十七度三十分三十九度四十分の地点
二 カナワ岩灯標(北緯三十四度二十五分十八秒東経百三十四度七分四十九秒)から	百二十四度三十分二十度一十の地点
三 カナワ岩灯標から六十一度二百八十八メートルの地点	
四 カナワ岩灯標から二百七十八度三十分四度一十の地点	
五 カナワ岩灯標から二百六十三度三十分十度一十の地点	
六 男木島灯台から百十七度千八百五十七メートルの地点	
七 男木島灯台から六十八度五百メートルの地点	
八 男木島灯台から三百五十七度三十分二百七十九メートルの地点	
九 男木島灯台から二百四十五度四千四百七十九メートルの地点	
十 組石灯標(北緯三十四度二十六分五十九秒東経百三十三度五十八分九秒)から百四十九度三十分四千四百六十メートルの地点	
十一 組石灯標から百五十四度三十分五千四百二十メートルの地点	
十二 小槌島灯台(北緯三十四度二十三分四十七秒東経百三十三度五十五分二十二秒)から百度三十分五千五百二十メートルの地点	
十三 小槌島灯台から七十四度千九百二十メートルの地点	
十四 小槌島灯台から六十七度三十分千九百四十メートルの地点	
十五 小槌島灯台から六十四度千四百二十メートルの地点	
十六 小槌島灯台から二百五十一度二千九百一十メートルの地点	
十七 小槌島灯台から二百三十九度三十分四度一十の地点	
十八 小槌島灯台(北緯三十四度二十二分二十六秒東経百三十三度五十一分七秒)から百四十三度七百一十メートルの地点	
十九 小槌島灯台から三十七度二百三十九メートルの地点	
二十 小槌島灯台から二百八十六度三十分百九十九メートルの地点	
二十一 鍋島灯台から百七十度三十分二千六百メートルの地点	

二十二 鍋島灯台から百八十四度三十分二千八百八十メートルの地点	
二十三 鍋島灯台から百九十二度三十分四千七百七十メートルの地点	
二十四 牛島灯標(北緯三十四度二十二分東経百三十三度四十六分四十七秒)から百八十四度三十分三千九百六十メートルの地点	
二十五 二面島灯台(北緯三十四度十八分五秒東経百三十三度三十七分十九秒)から九十五度三十分七千七百一十メートルの地点	
二十六 二面島灯台から百四度三十分六千五百一十メートルの地点	
二十七 二面島灯台から百九十一度千五百四十二メートルの地点	
二十八 二面島灯台から二百十四度三十分四百九十九メートルの地点	
二十九 二面島灯台から九十五度三十分四千二百九十メートルの地点	
三十 高見港南防波堤灯台(北緯三十四度十八分二十九秒東経百三十三度四十分五十七秒)から七十度三十分八百九十メートル	
三十一 高見港南防波堤灯台から六十七度三十分五千三百メートル	
三十二 板持鼻灯台(北緯三十四度十九分三十二秒東経百三十三度三十九分四十七秒)から六十四度千七百四十メートルの地点	
三十三 板持鼻灯台から六十九度三十分五十二メートルの地点	
三十四 二面島灯台から五十一度二千六百二十メートルの地点	
三十五 二面島灯台から五度五百六十メートルの地点	
三十六 二面島灯台から三百四十二度三十分千五百八十メートルの地点	
三十七 板持鼻灯台から三十二度二千三百五十メートルの地点	
三十八 牛島灯標から二百七十九度千七百一十メートルの地点	
三十九 牛島灯標から二百七十九度千四百七十九メートルの地点	
四十 牛島灯標から三百五度千六十メートルの地点	
四十一 牛島灯標から三百九度千二百一十メートルの地点	
四十二 牛島灯標から三十四度三十分二千六百六十メートルの地点	

四十三 向笠島三角点(北緯三十四度二十四分二十二秒東経百三十三度四十七分二秒)から百六度六十メートルの地点	
四十四 太濃地島三角点から百三十九度三千六百四十メートルの地点	
四十五 下津井港一文字防波堤西灯台(北緯三十四度二十六分十七秒東経百三十三度四十七分三十秒)から二百三十三度千九百四十メートルの地点	
四十六 六口島灯標(北緯三十四度二十五分五十四秒東経百三十三度四十五分三十八秒)から百四度三十分九百四十メートルの地点	
四十七 六口島灯標から三百五十度三十分千二百五十メートルの地点	
四十八 次号に掲げる地点から二百七十七度三十分九百一十メートルの地点	
四十九 三百山三角点(北緯三十四度二十六分五十八秒東経百三十三度四十六分五十五秒)から二百二十六度千三百一十メートルの地点	
五十 三百山三角点から二百二十六度千三百一十メートルの地点	
五十一 下津井港一文字防波堤西灯台から百九十七度千二百八十メートルの地点	
五十二 下津井港一文字防波堤西灯台から百七十七度三十分二千二百三十一メートルの地点	
五十三 下津井港一文字防波堤西灯台から百六十七度三十分三千四百四十メートルの地点	
五十四 鍋島灯台から二百九十五度三十分千六百七十メートルの地点	
五十五 鍋島灯台から二百八十八度三十分八百一十メートルの地点	
五十六 鍋島灯台から二百七十三度八百一十メートルの地点	
五十七 鍋島灯台から百五十九度百二十メートルの地点	
五十八 鍋島灯台から九十五度三十分二百五十九メートルの地点	
五十九 鍋島灯台から四十七度三十分二百五十九メートルの地点	
六十 小瀬居島灯台から三百十六度三十分二千四百メートルの地点	
六十一 小瀬居島灯台から三百二十四度二千七百九十メートルの地点	

六十二 小槌島灯台から三百五十一度二千七百八十メートルの地点	
六十三 小槌島灯台から三百五十五度二千三百一十メートルの地点	
六十四 小槌島灯台から九度二千三百七十九メートルの地点	
六十五 小槌島灯台から二度三十分二千九百七十メートルの地点	
六十六 小槌島灯台から七度三十分三千三百メートルの地点	
六十七 小槌島灯台から二十度三十分三千四百九十メートルの地点	
六十八 小槌島灯台から十一度四千九百メートルの地点	
六十九 組石灯標から五十八度六百七十九メートルの地点	
七十 組石灯標から七十七度三十分六百八十一メートルの地点	
七十一 組石灯標から七十七度三十分八百五十九メートルの地点	
七十二 組石灯標から百二十九度三十分二千二百二十メートルの地点	
七十三 組石灯標から百九度三十分三千五百一十メートルの地点	
七十四 組石灯標から百一十一度三千六百五十二メートルの地点	
七十五 男木島灯台から二百七十二度四千六百メートルの地点	
七十六 男木島灯台から二百八十度四千二百メートルの地点	
七十七 男木島灯台から二百八十三度四千三百三十メートルの地点	
七十八 男木島灯台から三百五十二度三千二百メートルの地点	
七十九 カナワ岩灯標から二十三度三十分三千二百二十メートルの地点	
八十 地藏埼灯台から二百八十八度六百二十メートルの地点	
八十一 地藏埼灯台から二百十三度三十分七百メートルの地点	
八十二 地藏埼灯台から百六十九度六百四十メートルの地点	
八十三 地藏埼灯台から百二十九度七百一十メートルの地点	
八十四 地藏埼灯台から百二十一度千五百一十メートルの地点	

